

令和4年5月20日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省

本年6月以降の水際措置の見直しについて

本年6月1日から、水際対策について以下の措置を講じる。

1. 入国者の入国時検査及び入国後待機期間の見直し

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、下記の措置を実施する。

国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分し、全ての国・地域からの入国者について出国前検査を維持しつつ、

- ・「赤」の国・地域からの入国者は、入国時検査を実施した上で、3日間の検疫施設待機とする。ただし、ワクチン3回目接種者は、入国時検査を実施した上で、3日間の自宅等待機とし、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の自宅等待機を求めないこととする。（従来の指定国（3日間待機）に相当）
- ・「黄」の国・地域からの入国者は、入国時検査を実施した上で、3日間の自宅等待機後、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を求めないこととする。ただし、ワクチン3回目接種者は、入国時検査を実施せず、自宅等待機を求めないこととする。（従来の非指定国に相当）
- ・「青」の国・地域からの入国者は、入国時検査を実施せず、自宅等待機を求めないこととする。

※ 本措置に基づく国・地域の区分は別途公表する。

2. 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日10,000人目途を、1日20,000人を目途に引き上げる。

(注) 現在の指定国・地域（3日・6日・10日間待機）の仕組みは存置し、新たな変異株の感染が拡大する等、状況が悪化する場合にはこれに機動的に対処する。

(以上)